

<p>第 233 号</p>	<p><i>Super Highway</i></p>	
<p>発行日 2025. 6.26</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

申 14 号「旅費及び諸手当の改正について」

に関する申し入れ 第 1 回団体交渉②

6. その他旅費（赴任旅費・新規採用者の旅費等）の見直しを行う理由を明らかにすること。
→子の年齢や距離による計算など複雑だったものの平均値をとり4万円にした。家財運搬料についてはJ R 東日本物流と契約して行えば個人の持ち出しは無くなる。

7. 乗務員手当の実乗務時間1時間あたりの支給額を320円とする理由を明らかにするとともに、現行より50円増額する根拠を明らかにすること。また、乗務時間等の実情を考慮し、現行より100円増額し1時間あたり370円とすること。
→あくまで所定労働時間7時間10分として、6時間30分が実乗務になるという計算。現在支払っている乗務旅費総額と50円増額分がほぼ同程度の額になると想定している。ただし、実際に運用してみても見直す可能性はある。課税・非課税については、課税されるべきというのが賃金であり、しっかり賃金台帳に入れて支払っていく。



※議事録等、詳しい内容は組合員の皆さんに別途お知らせします。

J R バス関東で働く仲間を一つに！